

○厚生労働省告示第百八十一号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月二十四日

厚生労働大臣 田村 憲久

「セルトリズマブペゴル製剤

別表第九中「セルトリズマブペゴル製剤」を トシリズマブ製剤 に改める。

メトレプレチン製剤 」